

免 許	看護師、保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士			
窓 口	看護師、保健師、助産師については就業地の保健所。その他の免許については、住所地の保健所			
手 続 き	新規免許申請	籍訂正・免許証書換申請 (氏名・本籍の都道府県名の変更)	再交付 (免許証の紛失・破損の場合)	免許(登録)の抹消 (死亡・失踪した場合など)
必 要 な 書 類 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 免許申請書</li> <li>2. 診断書(発行日より1ヶ月以内)</li> <li>3. 戸籍抄(謄)本又は本籍地の記載がある住民票の写し(発行日より6ヶ月以内)</li> <li>4. 登録済証明書(ハガキ) 63円切手を貼付(速達を希望する場合は353円分切手を貼付し「速達」と朱書き)</li> <li>5. 手数料9,000円(収入印紙)</li> <li>6. 印鑑(シャチハタ不可)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 籍訂正・書換交付申請書</li> <li>2. 遅延理由書(変更翌日から30日を過ぎた場合)</li> <li>3. 戸籍抄(謄)本(発行日より6ヶ月以内)</li> <li>4. 免許証(原本)</li> <li>5. 手数料1,000円(収入印紙)</li> <li>6. 印鑑(シャチハタ不可)</li> </ol> <p>※保健師・助産師・看護師を同時申請する場合は、項目3、4、5 がそれぞれに必要</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 再交付申請書(旧姓併記を新たに希望、変更する場合は、書換申請が必要です。)</li> <li>2. 本籍地の記載がある住民票の写し(発行日より6ヶ月以内)(同時に籍訂正・免許証書換申請をする場合は、住民票の写しは不要)</li> <li>3. 免許証(破損・汚損の場合)又は免許証の写し(ある場合)</li> <li>4. 再交付に関する調書及び意見書</li> <li>5. 手数料3,100円(収入印紙)</li> <li>6. 印鑑(シャチハタ不可)</li> <li>7. 就職等で登録済証明書が必要な場合は63円切手</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 籍(名簿)登録抹消(消除)申請書</li> <li>2. 遅延理由書(変更翌日から30日を過ぎた場合)</li> <li>3. 死亡又は失踪したことが確認できる書類(次のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> <li>・除籍抄(謄)本(原本)</li> <li>・死亡診断書(コピー可)</li> <li>・死体検案書(コピー可)</li> <li>・失踪宣告を受けたことを証明する書類(原本)</li> </ul> </li> <li>4. 免許証(原本がない場合は申立書)</li> <li>5. 届出義務者の印鑑(シャチハタ不可)</li> </ol>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入印紙は保健所で購入できませんので、あらかじめ郵便局等でご購入ください。</li> <li>・旧姓併記を希望する場合は、旧姓が分かる戸籍書類が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書換交付申請書、遅延理由書は保健所窓口にあります。</li> <li>・戸籍抄(謄)本は免許証の氏名(又は本籍)から現在の氏名(又は本籍)までの変遷が分かるものを提出してください。</li> <li>※場合によっては、改製原戸籍抄(謄)本、除籍抄(謄)本等が必要です。</li> <li>(旧姓併記を希望する場合は、旧姓が分かる戸籍書類が必要)</li> <li>・収入印紙は保健所で購入できませんので、あらかじめ郵便局等でご購入ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再交付申請書、再交付に関する調書及び意見書は保健所窓口にあります。</li> <li>・免許取得状況を伺いますので、登録番号、登録年月日、免許申請時の本籍・住所等分かる範囲で調べてきてください。</li> <li>・本人確認をさせていただきますので、本人確認書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)をご持参ください。</li> <li>・収入印紙は保健所で購入できませんので、あらかじめ郵便局等でご購入ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者です。</li> <li>・籍(名簿)登録抹消(消除)申請書、遅延理由書、申立書は保健所窓口にあります。</li> </ul>